

Ⅱ 岡山大学教育学部規程

平成16年4月1日
岡大教規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号。以下「管理学則」という。）及び岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号）に基づき、岡山大学教育学部（以下「本学部」という。）に関し、必要な事項を定める。

(本学部の目的)

第2条 本学部は、管理学則に示す大学の目的を達成するとともに、教育の理論及び實際を教授研究し、学校教育の分野等で活躍する有為な人材を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 本学部は、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の教職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 本学部は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

(組織的研修等)

第5条 本学部は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施する。

(副学部長)

第6条 本学部副学部長を置く。

2 副学部長に関し、必要な事項は、別に定める。

(課程)

第7条 本学部次課程を置く。

学校教育教員養成課程

養護教諭養成課程

(附属学校)

第8条 本学部附属学校を置く。

2 附属学校に関する規程は、別に定める。

(協力学校等)

第9条 研究及び実習の目的のために公立又は私立の学校、保育所及びその他の福祉施設を協力学校、協力保育所及び協力福祉施設として設けることができる。

(教育課程)

第10条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門科目により編成する。

2 教養教育科目の授業科目名等は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 専門科目は、次の各号に掲げる科目とし、第1号から第6号までの科目は、別表第2から別表第7までの科目で構成する。

一 教職に関する科目

二 教科に関する科目

三 教職に関する科目に準ずる科目

四 特別支援教育に関する科目

五 保育士に関する科目

六 養護に関する科目

八 卒業研究

- 4 専門科目は、第7条及び次条に定めるコース及び専修の別に従い、その履修形態により学部科目、課程科目、コース科目、専修科目及び自由選択科目に区分する。

(コース及び専修)

第11条 学校教育教員養成課程に次のコース及び専修を置き、小学校教育コース及び中学校教育コースの学生は、いずれかの専修に所属するものとする。

小学校教育コース

教育学専修、教育心理学専修、国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修、家政教育専修、英語教育専修

中学校教育コース

国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修、技術教育専修、家政教育専修、英語教育専修、教育学専修、教育心理学専修

障害児教育コース

幼児教育コース

- 2 前項に定める中学校教育コースの教育学専修及び教育心理学専修については、第2年次から所属できるものとし、その取扱いは、第31条の規定によるものとする。

(開講科目等の公示)

第12条 各年度において開講する教養教育科目及び専門科目の授業科目名、時間数、単位数、担当教員等については、学年の始めに公示する。

(成績評価基準)

第13条 各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価基準については、講義要覧等により学年の始めに公表する。

(単位の計算方法)

第14条 本学部における単位の計算方法は、次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、それに必要な学修等を考慮して、別に定める。
- 三 卒業研究については、それに必要な学修等を考慮して、6単位とする。

(履修方法)

第15条 学生は、各学期毎に履修しようとする科目を学部長に届け出て承認を得なければならない。

- 2 学生が、本学の他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部長に願い出て許可を受けなければならない。

- 3 学生が、他の大学の授業科目の履修を希望するときは、指導教員の承認を得て、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(教養教育科目の履修)

第16条 教養教育科目は、別表第8に定めるところにより、所定の単位以上を修得しなければならない。

(専門科目の履修)

第17条 専門科目は、別表第9に定めるところにより、所定の単位以上を修得しなければならない。

- 2 専門科目の授業科目名等は、別に示す。

(単位の認定)

第18条 単位の認定は、第13条に規定する成績評価基準に照らし、授業時間の3分の2以上出席した者について、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

(他の大学又は短期大学における修得単位の認定)

第19条 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することが

ある。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に、大学又は短期大学において修得した単位を、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することがある。

2 前項の規定により、修得したものとして認定できる単位数は、転学、編入学等の場合を除き、前条により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(教育実習、養護実習及び保育実習)

第21条 教育実習、養護実習及び保育実習については、別に示す。その単位修得は、学部長が附属学校長、協力学校長、協力保育所長又は協力福祉施設長の提出する資料に基づき判定する。

(卒業研究)

第22条 卒業研究については、別に示す。その単位修得は、指導教員の審査に基づき、関係教員の合議により判定する。

(卒業)

第23条 本学部で4年以上在学し、別表第8及び第9の卒業要件単位数を修得した者について卒業を認定する。

(教育職員免許状等)

第24条 本学部における教育課程の履修により、別表第10に示す種類の教育職員免許状の取得資格を得ることができる。

2 幼児教育コースにおいては、別に定める保育士資格取得履修要項により、保育士の資格を取得することができる。

(転入学、編入学、転学部、学士入学及び再入学)

第25条 転入学、編入学、転学部、学士入学又は再入学を願い出た者については、選考の上、学年の始めに許可することがある。

2 転入学、編入学、転学部、学士入学又は再入学をした者の既修得単位及び在学期間は、審議の上、認定するものとする。

(他の大学への転学及び受験)

第26条 本学部の学生が、他の大学へ転学を志望する場合は、審議の上、許可することがある。

2 本学部の学生が、在学のまま新たに入学する者の例によって他の大学を受験する場合は、学部長の許可を得なければならない。

(他学部への転学部)

第27条 本学部の学生で、本学の他の学部へ転学部を願い出た場合は、審議の上、許可することがある。

(留学)

第28条 学生が、外国の大学へ留学を希望するときは、指導教員の承認を得て、学部長に願い出て許可を得なければならない。

2 単位の認定については、第19条の規定を準用する。

(課程の変更)

第29条 本学部の学生で、本学部の他の課程へ転課程を願い出た者については、選考の上、学年の始めに許可することがある。

第30条 削除

(コース又は専修の変更)

第31条 学校教育教員養成課程の学生で、コース又は専修の変更を願い出た者については、審議の上、学年の始めに許可することがある。

(科目等履修生)

第32条 本学の学生以外の者で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第33条 他の大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者があるときは、当該学生の所属する大学との協議に基づき許可することがある。

(研究生)

第34条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本学部において特定の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、学年の始めに研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の取扱いについては、別に定める。

(委託生)

第35条 教育委員会その他公の機関等から、その所属職員について、研修のため委託の願い出があるときは、審議の上、許可することがある。

(規程の改正)

第36条 この規程の改正は、教授会の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学教育学部規程等を廃止する規程（平成16年岡大教規程第1号）により廃止される岡山大学教育学部規程（平成7年岡山大学教育学部規程第3号）の例による。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条の規定にかかわらず、総合教育課程は、平成18年3月31日に在学する学生が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず、平成17年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別表第1 教養教育科目の授業科目名等

科 目 区 分		授 業 科 目	単 位
ガイダンス科目		授業科目及び単位については、岡山大学教育開発センター長が学年の始めに公示する。	
主 題	現代の課題		
	人間と社会		
科 目	健やかに生きる		
	自然と技術		
個 別 科 目	人文・社会科学		
	自然科学		
	生命・保健科学		
	情報科学		
外国語科目			

別表第2 教職に関する科目

- (1) 教職の意義等に関する科目
- (2) 教育の基礎理論に関する科目
- (3) 教育課程及び指導法に関する科目
- (4) 生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目
- (5) 総合演習
- (6) 教育実習
- (7) 養護実習

別表第3 教科に関する科目

- [国 語] 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）
国文学（国文学史を含む。）
漢文学
書道（書写を中心とする。）
- [社 会] 日本史及び外国史
地理学（地誌を含む。）
「法律学，政治学」
「社会学，経済学」
「哲学，倫理学，宗教学」
- [地理歴史] 日本史
外国史
人文地理学及び自然地理学
地誌
- [公 民] 「法律学（国際法を含む。），政治学（国際政治を含む。）」
「社会学，経済学（国際経済を含む。）」
「哲学，倫理学，宗教学，心理学」
- [数 学] 代数学
幾何学
解析学
「確率論，統計学」
コンピュータ

[理 科]	物理学
	化学
	生物学
	地学
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
[音 楽]	地学実験（コンピュータ活用を含む。）
	ソルフェージュ
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
	指揮法
	音楽理論，作曲法（編成法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
	音楽を含む。）
[美 術]	絵画（映像メディア表現を含む。）
	彫刻
	デザイン（映像メディア表現を含む。）
	工芸
	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
[工 芸]	図法及び製図
	デザイン
	工芸制作（プロダクト制作を含む。）
	工芸理論，デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
	工芸を含む。）
[保健体育]	体育実技
	「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）
	生理学（運動生理学を含む。）
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）
[保 健]	「生理学，栄養学，微生物学，解剖学」
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）
[技 術]	木材加工（製図及び実習を含む。）
	金属加工（製図及び実習を含む。）
	機械（実習を含む。）
	電気（実習を含む。）
	栽培（実習を含む。）
	情報とコンピュータ（実習を含む。）
	情報を含む。）
[家 庭]	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
	被服学（被服製作実習を含む。）
	食物学（栄養学，食品学及び調理実習を含む。）
	住居学（製図を含む。）
	保育学（実習及び家庭看護を含む。）
	家庭電気・機械及び情報処理

[英 語] 英語学
英米文学
英語コミュニケーション
異文化理解

別表第4 教職に関する科目に準ずる科目

- (1) 現代的課題
- (2) 体験的学習
- (3) 教科横断的思考・表現法

別表第5 特別支援教育に関する科目

- (1) 特別支援教育の基礎理論に関する科目
- (2) 特別支援教育領域に関する科目
- (3) 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目
- (4) 心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習

別表第6 保育士に関する科目

- (1) 保育の本質・目的の理解に関する科目
- (2) 保育の対象の理解に関する科目
- (3) 保育の内容・方法の理解に関する科目
- (4) 基礎技能
- (5) 保育実習
- (6) 総合演習

別表第7 養護に関する科目

- (1) 衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）
- (2) 学校保健
- (3) 養護概説
- (4) 健康相談活動の理論及び方法
- (5) 栄養学（食品学を含む。）
- (6) 解剖学及び生理学
- (7) 「微生物学，免疫学，薬理概論」
- (8) 精神保健
- (9) 看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）

別表第8 卒業認定に必要な教養教育科目単位数

○各課程共通

科目区分		授業科目群	卒業要件単位数	
			計	合計
ガイダンス科目		学問の方法	2	2
主 題 科 目	現代の課題		2 以上	2 9
	人間と社会		2 以上	
	健やかに生きる		2 以上	
	自然と技術		2 以上	
個 別 科 目	人文・社会科学	日本国憲法を含む	2 以上	
	自然科学			
	生命・保健科学	健康・スポーツ科学	2	
		スポーツ実習	1 以上	
情報科学	情報処理入門（情報機器の操作を含む）	2		
外 国 語 科 目	英語	英語（教育学部）	2	
		英語（ネイティブ）	2	
		英語（オラコン）	4	
		英語（作文・文法）		
		英語（読解）		
		英語（検定）		
		上級英語		
		英語特別演習 1		
		英語特別演習 2		
	ドイツ語 フランス語 中国語 韓国語 ロシア語 スペイン語 イタリア語 日本語（留学生用）			
教養教育科目卒業要件単位数合計			3 1	

注 外国人留学生が日本語の単位を修得した場合、8単位まで日本語以外の外国語科目[英語(教育学部)及び英語(ネイティブ)を含む。]の単位とみなすことができる。

別表第9 卒業認定に必要な専門科目単位数

【学校教育教員養成課程】

科 目 区 分				小学校教育 コース	中学校教育 コース	障害児教育コース		幼児教育 コース
						小学校	中学校	
学 部 科 目	教職に関 する科目	教職の意義等に関する科目		2	2	2	2	2
		教育の基礎理論に関する科目		1 4	1 4	1 4	1 4	1 4
		教育課程及び指導法に関する科目		1 0	1 0	1 0	1 0	4
		生徒指導，教育相談及び進路指導等 に関する科目		4	4	4	4	
		総合演習		2	2	2	2	2
	教職に関する科目に準ずる科目		4	2	2	2	6	
コ ー ス 科 目	教職に関 する科目	教育課程及び指導 法に関する科目	各教科の指導法	1 8	(6)	1 8	4	
		教育実習		6	6	6	6	6
		教育の基礎理論に関する科目						2
		教育課程及び指導法に関する科目						1 8
		生徒指導等に関する科目						2
	教科に関する科目		1 8	(30)	1 8	3 0	1 8	
	コース選択科目						注① 1 0	
	特別支援教育に関する科目				2 8	2 8		
専修科目				1 2	注② 4 6 (36)			
自由選択科目				8	7			9
卒業研究				6	6	6	6	6
専門科目卒業要件単位数合計				1 0 4	9 9	1 1 0	1 0 8	9 9

注① 別に定める必修科目 6 単位を含む。

注② 中学校教育コース専修科目の 4 6 単位には，（ ）書きで示された各教科の指導法 6 単位及び教科に関する科目 3 0 単位を含む。

【養護教諭養成課程】

科 目 区 分			単位数
学 部 科 目	教職に関 する科目	教職の意義等に関する科目	2
		教育の基礎理論に関する科目	1 4
		教育課程及び指導法に関する科目	1 0
		生徒指導及び教育相談に関する科目	4
		総合演習	2
	教職に関する科目に準ずる科目		2
課 程 科 目	養護に関する科目		4 0
	養護実習		5
	各教科の指導法（保健）		4
自由選択科目			1 0
卒業研究			6
専門科目卒業要件単位数合計			9 9

別表第 10 教育職員免許状の種類

課 程	免許状の種類	免 許 教 科 等
学校教育教員養成課程 養護教諭養成課程	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 養護教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語 国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，英語 知的障害者，肢体不自由者，病弱者

1 岡山大学養護教諭特別別科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）に基づき、岡山大学養護教諭特別別科（以下「特別別科」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 特別別科は、資質の優れた養護教諭を養成することを目的とする。

(管理運営)

第3条 特別別科の管理運営は、教育学部教授会で審議し、教育学部長がこれを掌理する。

(入学定員)

第4条 入学定員は、40人とする。

(修業年限)

第5条 修業年限は、1年とする。

(在学期間)

第6条 在学期間は、2年を超えることはできない。ただし、休学期間は、在学期間に算入しないものとする。

(教育課程及び単位数)

第7条 教育課程の授業科目は、教養教育科目、養護に関する科目及び教職に関する科目に分ける。

2 前項に定める授業科目の名称及び単位数は、別に定める。

(入学資格)

第8条 特別別科に入学することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に定める大学入学資格を有し、かつ、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条各号のいずれかに該当する者とする。

(入学者の選考)

第9条 入学志願者に対しては、学力試験等を行い、教育学部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(修了)

第10条 特別別科に1年以上在学し、別表に定める修了基準に基づき、38単位以上を修得した者には、修了証書を授与する。

2 保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師の免許を受け、かつ、特別別科を修了した者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による養護教諭一種免許状取得の所要資格を得ることができる。

(授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法)

第11条 授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

2 既納の授業料、入学料及び検定料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付していた者の申出により、これを返還する。

一 入学を許可するときに授業料を納付していた者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

二 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付していた者が後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(学部学生に関する規定の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、特別別科の学生に関し必要な事項は、岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号）その他諸規則中学部学生に関する規定を準用する。ただし、休学については、通算1年を超えることはできない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育学部教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

〔別表〕

区 分			修 了 基 準 (単位数)	
教 養 教 育 科 目			12 以上	
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む）		2	12 以上
	学 校 保 健		4	
	養 護 概 説		4	
	栄 養 学（食品学を含む）		2	
教職に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	38 以上
		幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 （障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		
		教育に関する社会的，制度的又は経営的事項		
	教育課程に関する科目	道徳及び特別活動に関する科目	10 以上	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法	5	
	養 護 実 習			

備 考 教養教育科目については、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション及び情報機器の操作に関する科目についてそれぞれ2単位を含めて修得しなければならない。

2 教 育 課 程

単位修得に関しては、教育職員免許法第5条別表第2のハに示された「免許法の要求」を満たさなければならない。そのためこの課程では次のように課程基準を定める。

課程基準及び免許法の要求は次のとおりである。

免 許 状 の 種 類	課 程 基 準	修了要件単位
養 護 教 諭 一 種 免 許 状	教養教育科目	12
	養護に関する科目	12
	教職に関する科目	10
	自由選択科目	4
	計	38

3 養 護 実 習

- ・養護実習Ⅰは、前期1単位となっているが、事前指導と事後指導に分けて実施されるので、担当教員の指示に従うこと。
- ・養護実習Ⅱは、6月に附属校で2週間、10月に協力校で2週間実施する。なお、次の要領で行われるが、掲示その他の指示に十分注意すること。

1. 時期及び場所

第1回 6月 …… 2週間（附属学校）

第2回 10月 …… 2週間（岡山市等の小・中学校）

2. 実習に参加する者は、事前に行われる健康診断を受けなければなりません。

3. 単位認定は、教育学部長が、附属学校長及び協力学校長の提出する資料に基づき判定します。

4 養護教諭特別別科開講科目

区 分		時間割 コード	授業科目	担当教員	開講曜日		単 位	修了基準 (単位数)	備 考		
					前期	後期					
教養 教育 科目	人 文 系 列	641101	国語概説	吉田 則夫	木 3		2	2	音楽文化論は人数制限あり (20名以下)		
		641103	こどもと異文化理解②	小迫・福永・瀬田		木 2	2				
		641112	音楽文化論	山本 宏子	火 1		2				
		641116	美術理論・美術史Ⅰ	赤木 里香子	木 2		2				
		641105	デザイン理論	橋ヶ谷 佳正		火 1	2				
	社 会 系 列	641106	日本国憲法	田代 菊雄	月 3		2	2		12 以 上	
		641117	人文地理学概論	川田 力	木 1		2				
		641102	世界史概論	田中 優	火 1		2				
		641109	日本史概論	上原 兼善		火 2	2				
		641119	経済学A	橋本 勝		月 3	2				
	自 然 系 列	641118	数学基礎（統計）	平井 安久		月 4	2			2	
		641120	統計学	平井 安久	木 2		2				
641113		情報処理入門 （情報機器の操作を含む）	菅野 幸夫		火 3	2	2				
体 育	641114	保健体育	宮川 健		木 3	2	2				
外国語	641115	英語（コミュニケーションを含む）	上仲 律子	水 4		2	2				
養 護 に 関 する 科 目	衛生学及 び公衆衛 生学	642101	衛生学・公衆衛生学	高橋 香代 伊藤 武彦 三村 由香里 松枝 睦美	集中		2	2		12 以 上	
		学 校 保 健	642105	学校保健	門田 新一郎	金 3		2			2
			642103	学校保健教育	門田 新一郎		金 5	2			
	※		養護教育演習	各指導教員	※		2	2			
			保健指導論				2				
		642111	健康相談活動の理論及び方法	田嶋 八千代	水 2		2				
	642113	障害児保健	浅野 孝	金 5		2					
	養護概説	642114	養護概説	難波 知子	月 1		2	2			
642110		養護活動論Ⅰ 養護活動論Ⅱ	三木 とみ子	集中		2	2				
栄 養 学	642116	栄養学（食品学を含む）	河田 哲典		水 2	2	2	38 以 上			
教 職 に 関 する 科 目	教育の基 礎理論に 関する科 目	643137	教育の哲学と歴史③	尾上 雅信	木 3		2	2			
		643102	教育哲学①	森川 直	火 5		2				
		643138	教育哲学②	森川 直		火 5	2				
		643103	日本教育史①	山中 芳和	金 4		2				
		643104	日本教育史②	皿田 琢司		金 2	2				
		643105	西洋教育史①	尾上 雅信	月 2		2				
		643108	西洋教育史②	尾上 雅信		月 2	2				
		643101	教育学概説③	森川・山中・尾上	金 1		2				
		643106	学校教育心理学④	林 創	金 2		2				
		643110	発達心理学A①	林 創		木 1	2				
		643107	発達心理学A②	林 創		木 2	2				
		643109	教育社会学①	山口 健二	月 4		2				
		643139	教育社会学②	山口 健二		月 4	2				
		643136	生涯学習社会論	熊谷 慎之輔	月 5		2				
	643113	教育法制論	高瀬 淳		月 2	2					
	643115	人権・同和教育②	田邊 泉		水 3	2					
	教育課程 に関する 科目	643116	道徳教育論②	森川・宮崎	金 4		2	10 以 上			
		643117	特別活動論①	熊谷 慎之輔	火 5		2				
		643118	特別活動論③	熊谷 慎之輔		火 5	2				
		643119	学習指導論①	尾島 卓	水 2		2				
		643120	学習指導論②	尾島 卓		水 2	2				
	生徒指導 及び教育 相談に関 する科目	643124	生徒指導論Ⅰ②	安藤 美華代		火 2	2	2			
		643125	教育相談論A	東條 光彦	火 2		2				
		643126	教育相談論B	山本 力	木 3		2				
		643127	集団心理学	井上 祥治		水 2	2				
		643128	人格心理学	水野 正憲	火 4		2				
		教育臨床心理学				2					
養護実習	643132	養護実習Ⅰ ※ 養護実習Ⅱ	有吉・門田 実習委員会	火 4 集中	1 集中	1 4	※養護実習Ⅱについては、教務学 生係で登録します				

【 養護教育演習 】 指導教員別 時間割コード 高 橋 香 代 : 642201 門 田 新 一 郎 : 642202 伊 藤 武 彦 : 642203
松 枝 睦 美 : 642205 三 村 由 香 里 : 642206